



目黒中央の家 短期入所生活介護 利用契約書

指定短期入所生活介護サービスを利用するに当たり、重要事項の説明及び重要事項説明書の交付を受けて、下記の通り契約を締結します。

(目的)

- 第1条** 社会福祉法人奉優会（以下「事業者」という。）が開設する目黒中央の家ショートステイ（以下「事業所」という。）は、事業所の従業者等（以下「従業者」という。）が、要介護状態にある利用者（以下「利用者」という。）に対し、介護保険法令に従い、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように支援することを目的として、第5条及び第6条に定める指定短期入所生活介護サービスを提供します。
- 2 事業所が、利用者に対して実施する指定短期入所生活介護サービスの内容は、別紙『重要事項説明書』及び短期入所生活介護計画書に基づき行います。
- 3 利用者は、第19条に定める契約の終了事由がない限り、本契約に定めるところに従い、サービスを利用できるものとします。

(契約期間)

- 第2条** 契約期間は契約締結日から、利用者の要介護認定の有効期間までとします。
- 2 契約満了日の30日前までに、利用者又は代理人から事業所に対して、文書により契約終了の申し出が無い場合には、本契約は更新されるものとします。

(居宅介護支援事業所との連携)

- 第3条** 事業所は、サービス提供に当たり、居宅介護支援事業所及び他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する機関等との綿密な連携に努めます。
- 2 事業所は、利用者が居宅サービス計画の変更を書面により希望する場合は、速やかに居宅介護支援事業所への連絡調整等の援助を行います。

(短期入所生活介護計画の作成・変更)

- 第4条** 事業所は、利用者が連続して4日以上利用の場合、日常生活全般の状況及び希望を踏まえて、居宅サービス計画（ケアプラン）に沿って「短期入所生活介護計画」を作成します。ただし、緊急にサービスが必要な場合は、居宅サービス計画等が作成される前であっても、サービスの提供を行います。
- 2 前項の短期入所生活介護計画は、利用者又は代理人に対して説明し、同意を得たうえで決定します。
- 3 短期入所生活介護計画には、利用者及びその家族の生活に対する意向、総合的な援助の方針、生活全般の解決すべき課題、短期入所生活介護サービスの目標及びその達成時期、短期入所生活介護サービスの内容、短期入所生活介護サービスを提供する上での留意事項を記載します。

- 4 事業所は、利用者又は代理人が書面によりサービスの内容や提供方法等の変更を希望する場合、その変更が居宅サービス計画の範囲内で可能なときは、速やかに短期入所生活介護計画の変更等の対応を行います。
- 5 利用期間が4日間未満の利用者にあっても、利用者を担当する居宅介護支援事業所等と連携をとること等により、利用者の心身の状況等を踏まえて、必要な介護及び機能訓練等の援助を行います。
- 6 事業所は、「短期入所生活介護計画」を作成又は変更した場合には、利用者又は代理人に対して書面を交付し、その内容を確認するものとします。

(介護保険給付対象サービス)

第5条 事業所は、介護保険給付対象サービスとして、短期入所生活介護計画の作成、介護、食事、機能訓練、健康管理、相談及び援助を提供するものとします。

(介護保険給付対象外のサービス)

第6条 事業所は利用者又は代理人との合意に基づき、以下のサービスを提供するものとします。

- 一 特別な食事
- 二 貴重品の管理
- 三 教養娯楽設備等の提供、レクリエーション行事、クラブ活動
- 四 理美容サービス
- 五 インフルエンザ等感染症予防対策

- 2 前項の他、事業所は、別紙重要事項説明書記載のサービスを介護保険給付対象外サービスとして提供するものとします。
- 3 前2項のサービスについて、その利用料金は利用者又は代理人が支払うものとします。
- 4 第1項の費用の額は別紙重要事項説明書「5 利用料等」に記載した通りです。
- 5 事業所は第1項及び第2項に定める各種のサービスの提供について、必要に応じて利用者の家族等に対してもわかりやすく説明するものとします。

(利用者等への説明)

- 第7条** 事業所は、本契約に基づいて代理人に対して行うのと同様の内容の説明を、利用者に対しても行うよう努めるものとします。
- 2 代理人は、本契約に基づいて事業所から行われる前項の説明及び報告等について、利用者の家族等へ説明を行うよう努めるものとします。

(運営規程の遵守)

- 第8条** 事業所は、別に定める運営規程に従い、必要な人員を配置して、利用者に対して、本契約に基づくサービスを提供するとともに、建物及び付帯施設の維持管理を行うものとします。
- 2 本契約における運営規程については、本契約に付随するものとして、事業所、利用者又は代理人ともに遵守するものとし、事業所がこれを変更する場合は、利用者又は代理人に対して事前に説明することとします。

- 3 利用者又は代理人は、前項の変更に同意することができない場合には、本契約を解約することができます。

(サービス利用料金の支払い)

第9条 事業所は、利用者が支払うべき介護保険給付サービスに要した費用について、利用者が介護サービス費として市町村から給付を受ける額（以下「介護保険給付額」という。）の限度において、市町村から支払いを受けます。

- 2 利用者が第5条に定めるサービスを受けたとき、利用者又は代理人は重要事項説明書に定める所定の料金体系に基づいたサービス利用料金から介護保険給付費を差し引いた差額分（自己負担分：通常はサービス利用料金の介護保険の自己負担割合に応じた額に居住費、食費を加えた額）を事業所に支払うものとします。ただし、要介護認定を受けていない場合には、利用者又は代理人はサービス利用料金を全額いったん支払うものとします（要介護認定後、自己負担分を除く金額が介護保険から払い戻されます（償還払い））。
- 3 第6条に定めるサービスについては、利用者又は代理人は、重要事項説明書に定める所定の料金体系に基づいたサービス利用料金を事業所に支払うものとします。
- 4 前2項の他、利用者又は代理人は利用者の日常生活上必要となる諸費用実費（おむつ代を除く）を事業所に支払うものとします。
- 5 事業所は、当月の利用者負担金の請求に明細を付して、翌月10日以降に利用者に請求し、利用者又は代理人はこれを翌月27日までに事業所が指定する方法で支払うものとします。

(利用料金の変更)

第10条 前条第1項及び第2項に定めるサービス利用料金について、介護給付費体系の変更があった場合、事業所は当該サービスの利用料金を変更することができるものとします。

- 2 前条第3項及び第4項に定めるサービス利用料金については、経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合、事業所は、利用者又は代理人に対して事前に説明をしたうえで、当該サービスの利用料金を相当な額に変更することができます。
- 3 利用者又は代理人は、前項の変更に同意することができない場合には、本契約を解約することができます。

(事業所及び従業者の義務)

第11条 事業所及び従業者は、サービスの提供に当たって、利用者の生命、身体、財産の安全・確保に配慮するものとします。

- 2 事業所は、利用者の体調・健康状態からみて必要がある場合には、事業所の医師若しくは看護職員又は主治医と連携し、利用者又は代理人からの聴取・確認の上でサービスを実施するものとします。
- 3 事業所は、非常災害に関する具体的計画を策定するとともに、非常災害に備えるため、利用者に対して、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行うものとします。
- 4 事業所及び従業者は、利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為を行わないものとします。

- 5 事業所は、利用者の心身の状況等を適宜、代理人に報告し、利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治医又はあらかじめ定めた協力医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じるものとします。
- 6 事業所は、利用者に対する指定短期入所生活介護サービスの提供について記録を作成し、それをサービス完結の日より2年間保管し、利用者又は代理人の請求に応じてこれを閲覧出来ることとします。

(利用日の中止・変更・追加)

- 第12条** 利用者は、利用期日前において、短期入所生活介護サービスの利用を中止又は変更することができます。この場合には、利用者はサービス実施日の前日までに事業所に申し出るものとします。又、サービスの利用を追加することもできます。
- 2 利用者が、利用当日に利用の中止を申し出た場合、又は申し出なく利用を中止された場合は、重要事項説明書に定める所定の取消料を事業所にお支払いいただく場合があります。ただし利用者の体調不良等正当な事由がある場合は、この限りではありません。
 - 3 事業所は、第1項に基づく利用者からのサービス利用の変更・追加の申し出に対して、事業所が満員で利用者の希望する日にサービスの提供ができない場合、他の利用可能日を利用者に提示して協議するものとします。

(守秘義務等)

- 第13条** 事業所及び従業者は、指定短期入所生活介護サービスを提供するうえで知り得た利用者又は代理人の秘密を洩らさないことを厳守します。この守秘義務は、本契約が終了した後も継続します。
- 2 事業所は、従業者が退職後、在職中に知り得た利用者又は利用者の家族の秘密を漏らすことがないように必要な措置を講じます。
 - 3 事業所は、利用者に医療上、緊急の必要性がある場合には、医療機関等に利用者に関する心身等の情報を提供できるものとします。
 - 4 利用者は、居宅介護支援事業所やサービス担当者会議等必要な機関に対し、事業所が必要と認めた情報提供については、本契約締結時に同意したものとします。

(利用者の事業所利用上の注意義務等)

- 第14条** 利用者は、居室及び共用施設、敷地をその本来の用途に従って、利用するものとします。
- 2 利用者又は代理人は、サービスの実施及び安全衛生等の管理上の必要があると認められる場合には、事業所及び従業者が利用者の居室内に立ち入り、必要な措置をとることを認めるものとします。ただし、その場合、事業所は、利用者のプライバシー等の保護について、十分な配慮をするものとします。
 - 3 利用者又は代理人は、利用者が居室及び事業所の設備について、故意又は重大な過失により滅失、破損、汚損若しくは変更した場合には、自己の費用により原状に復するか、又は相当の代価を支払うものとします。
 - 4 利用者の心身の状況等により特段の配慮が必要な場合には、利用者又は代理人と事業所との協議により、居室又は共用設備の利用方法等を決定するものとします。

(禁止行為)

第15条 利用者及び代理人は、事業所内で次の各号に該当する行為してはいけません。

- 一 決められた場所以外での喫煙・飲酒・飲食等
- 二 従業者又は他の利用者に対し、ハラスメントその他の迷惑行為を行うこと
- 三 事業所内での金銭及び食物等のやりとり
- 四 従業者に対する贈物や飲食のもてなし
- 五 従業者及び他の利用者に対する身体的・精神的暴力
- 六 その他決められたもの以外の物の持ち込み

(損害賠償責任)

第16条 事業所は、本契約に基づくサービスの実施に伴って、自己の責に帰すべき事由により利用者又は代理人に生じた損害について賠償する責任を負います。第12条に定める守秘義務に違反した場合も同様とします。ただし、損害の発生について、利用者又は代理人に故意又は過失が認められた場合や、利用者の置かれた心身の状況を斟酌して相当と認められる場合などには、損害賠償責任を減ずることができるものとします。

(損害賠償がなされない場合)

第17条 事業所は、自己の責めに帰すべき事由がない限り、損害賠償責任を負いません。とりわけ以下の各号に該当する場合には、事業所は損害賠償責任を免れます。

- 一 利用者又は代理人が、契約締結時に利用者の心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行ったことに起因して損害が発生した場合
- 二 利用者又は代理人が、利用者へのサービスの実施に当たって必要な事項に関する聴取、確認に対して故意にこれを告げず、又は不実の告知を行ったことに起因して損害が発生した場合
- 三 利用者の急激な体調の変化等、事業所の実施したサービスを原因としない事由に起因して損害が発生した場合
- 四 利用者又は代理人が、事業所又は従業者の指示・依頼に反して行った行為に起因して損害が発生した場合

(事業所の責任によらない事由によるサービスの実施不能)

第18条 事業所は、契約の有効期間中、地震・洪水・噴火等の天災その他自己の責に帰すべからざる事由によりサービスの実施ができなくなった場合には、利用者に対して当該サービスを提供すべき義務を負いません。

- 2 前項の場合に、事業所は、利用者又は代理人に対して、既に行なったサービスについては所定のサービス料金の支払を請求できるものとします。

(契約の終了事由)

第19条 利用者は、以下の各号に基づく契約の終了がない限り、本契約に定めるところに従い事業所が提供するサービスを利用することができるものとします。

- 一 利用者が死亡した場合
- 二 要介護認定により利用者の心身の状況が自立又は要支援と判定された場合
- 三 事業者が解散命令を受けた場合、破産した場合又はやむを得ない事由により事業所を閉鎖した場合
- 四 事業所の滅失や重大な毀損により、サービスの提供が不可能になった場合
- 五 事業所が介護保険の指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合
- 六 第20条から第22条に基づき本契約が解約又は解除された場合

(利用者又は代理人からの中途解約)

第20条 利用者又は代理人は、本契約の有効期間中、本契約を解約することができます。この場合には、利用者又は代理人は契約終了を希望する日の30日前までに事業所に通知するものとします。

- 2 利用者又は代理人は、第8条第3項、第10条第3項の場合及び利用者が入院した場合、または利用者に係る居宅サービス計画（ケアプラン）が変更された場合には、本契約を即時に解約することができます。
- 3 利用者又は代理人が第1項の通知を行わずに、利用者が居室から退去した場合には、事業所は、利用者又は代理人に解約の意思を確認するものとします。
- 4 前項において、利用者又は代理人が解約の意思を表明した場合、その意思を表した日をもって、本契約は解約されたものとします。

(利用者又は代理人からの契約解除)

第21条 利用者又は代理人は、事業所若しくは従業者が以下の事項に該当する行為を行った場合には、本契約を解除することができます。

- 一 事業所若しくは従業者が正当な理由なく本契約に定める指定短期入所生活介護サービスを実施しない場合
- 二 事業所若しくは従業者が第13条に定める守秘義務に違反した場合
- 三 事業所若しくは従業者が故意又は過失により利用者の身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為、その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合
- 四 他の利用者が利用者の身体・財物・信用等を傷つけた場合若しくは傷つける恐れがある場合において、事業所が適切な対応をとらない場合

(事業所からの契約解除)

第22条 事業所は、利用者又は代理人が以下の事項に該当する場合には、本契約を解除することができます。

- 一 利用者又は代理人が、契約締結時に利用者の心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を

生じさせた場合

- 二 利用者又は代理人による、第9条第1項から第4項に定めるサービス利用料金の支払いが2ヶ月以上遅延し、相当期間を定めた催告にもかかわらず支払われない場合
 - 三 利用者又は代理人が、故意又は重大な過失により事業所又は従業者若しくは他の利用者等の生命・身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為を行うことなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- 2 前項の規定による契約の終了後、退所までに事業所が利用者に対して実施したサービスの利用料金については、全額利用者負担とし、利用者又は代理人は事業所からの請求があり次第直ちにこれを支払うこととします。

(契約の終了に伴う援助)

第23条 事業所は、契約の解除又は終了が決定したときは、事前に居宅介護支援事業所に対する情報の提供を行うとともに、その他の保健医療サービス又は福祉サービス提供者等と連携し、利用者に対して必要な援助を行います。

(残置物の引取等)

- 第24条** 事業所は、本契約が終了した後、利用者の残置物がある場合には、利用者又は代理人にその旨連絡するものとします。
- 2 利用者又は代理人は、前項の連絡を受けた後2週間以内に残置物を引き取るものとします。ただし、特段の事情がある場合には、前項の連絡を受けた後、速やかに事業所にその旨連絡するものとし、事業所は、相当な理由があると認めた場合はその期間を猶予するものとします。
 - 3 事業所は、前項ただし書の場合を除いて、利用者又は代理人が引き取りに必要な相当な期間が過ぎても残置物を引き取る義務を履行しない場合には、当該残置物を利用者又は代理人に引き渡すものとし、利用者及び代理人がこれを引き取らない場合には、利用者は残置物について所有権を放棄し、事業所は任意の方法で売却、廃棄その他の処分を行うことができることとします。ただし、その引き渡し又は処分に係る費用は利用者の負担とし、利用者又は代理人は事業所からの請求があり次第直ちにこれを支払うこととします。

(連帯保証人等)

- 第25条** 連帯保証人は、利用者と連帯して、本契約から生じる利用者の債務を負担するものとします。
- 2 前項の連帯保証人の負担は、極度額300万円を限度とします。
 - 3 連帯保証人が負担する債務の元本は、利用者又は連帯保証人が死亡したとき、もしくは連帯保証人が破産手続開始決定を受けたときに、確定するものとします。
 - 4 事業所は、連帯保証人から請求があったときは、遅滞なく、利用料等の支払状況や滞納金の額、損害賠償の額等、利用者の全ての債務の額等に関する情報を提供しなければなりません。
 - 5 連帯保証人が死亡または破産手続開始決定を受けた場合、もしくは連帯保証人について成年後見が開始された場合は、利用者又は代理人は別の連帯保証人を選任するものとします。
 - 6 連帯保証人は、身元保証人を兼ねるものとします。

7 身元保証人は、利用契約が終了した後、事業所に残された利用者の残置物を利用者又は代理人が引き取れない場合の受取り及び当該受取り又は処分に係る費用を負担するものとします。

(苦情対応)

第26条 事業所は、その提供したサービスに関する利用者又は代理人からの苦情に対して、苦情を受け付ける窓口を設置して適切に対応するものとします。

(協議事項)

第27条 本契約に定められていない事項について問題が生じた場合には、事業所は利用者及び代理人と誠意をもって協議するものとします。

上記の契約を証するため、本書2通を作成し、利用者、代理人、連帯保証人及び施設が記名捺印のうえ、各自1通を保有するものとします。

令和 年 月 日

【事業者】

所在地 東京都目黒区中央町2丁目32番23号
名称 特別養護老人ホーム 目黒中央の家
施設長 神吉 大輔 印

説明者 (役職) (氏名) 印

【入所者】

住所

氏名 印

【代理人】

住所

氏名 (続柄) 印

【連帯保証人 兼 身元保証人】

住所

氏名 (続柄) 印

【2026年4月1日】